## 地方財政に関する意見書

国民が、ゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会を実現するため、 地方自治体の役割はますます重要となってきている。

さて、この間の三位一体改革によって、地方自治体の財政運営は深刻さを増している。 地方税の増収があるとはいえ、地方交付税が7,000 億円削減され、結果として自治体の 財政運営は厳しさを増す一方です。2007(平成19)年度から導入される、いわゆる「新 型交付税」についても、地方交付税の財源保障機能の縮小が懸念されているところであ ある。また「地方応援プログラム」については、実質的な交付税の補助金化であり、地 方自治の現場では疑問の声も強い。

地方自治体の責務は、住民の暮らしと安心・安全を守ることである。しかしそのためには、地方自治体にきちんと財源が保障されなければならない。また地方財政を削減することにより、地方間の格差がますます広がることが懸念されるところである。

以上のことから、地方財政の充実について、次のとおり政府に求めるものである。

記

- 1.地方共有で共同の財産である地方交付税を一方的に削減しないこと。財源保障機能と財政調整機能を併せもつ制度として引き続き堅持、充実することにより、自治体間の税源の偏在をなくしていくこと。新型交付税においても財源保障機能を維持し、対象を拡大しないこと。
- 2.地方財政計画は、投資から経常への需要額のシフトの流れ、少子高齢化への経費をはじめとする社会保障関係経費、具体的には介護保険、障害者自立支援法、後期高齢者医療に基づく経費などが正しく反映したものとすること。
- 3. 自治体の自主性をうばい、自治を侵害し、住民に負担を押し付ける債務調整を含めた自治体破綻法制を導入せず、自治体の自主的な再建努力を支援する仕組みをつくるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

上砂川町議会議長 貝 沼 宏 幸

提出先 内閣総理大臣 総務大臣